

宜 議 第 5 3 1 号
令 和 6 年 4 月 2 2 日

議 長
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

閉会中において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 5 年 1 0 月 2 3 日	令 和 5 年 1 0 月 2 3 日	認定第3号、認定第4号、認定第7号
会議日数 1 日 間		

2. 会議事項

議番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
認第3号		令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年 9月13日	令和5年 10月23日	認定
認第4号		令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年 9月13日	令和5年 10月23日	認定
認第7号		令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年 9月13日	令和5年 10月23日	認定

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和5年10月23日(月) 1日目

午前10時00分 開会
午後0時06分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員(0名)

○説明員(7名)

建設部次長	城間勝也
市街地整備課計画係長	桐澤秀明
市街地整備課計画係主任主事	森永穰英
市街地整備課工事二係長	真志喜徹也

市街地整備課課長	嶺井実克
市街地整備課計画担当技査	山本直哉
市街地整備課計画係技師	大城すず香

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主事	又吉竜希
----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 認定第 3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年10月23日（月）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 継続審査となっております認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に、担当課より趣旨説明ございましたらお願いします。建設部次長。
（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 382ページなのですけれども、382の03基金積立事業98万円あるのですけれども、もともとこれをここにやっている基金積立事業として98万円のもの、372ページの中での決算した上でのうち基金繰入額、この2つの性質の違い、ちょっと教えていただけますか。382と372の違いを。

（「委員長、休憩してください」という者あり）

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時08分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時14分）

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 お答えします。372ページの総括表の基金繰入金額というのは、令和4年度分保留地処分金として1,300万円あったのですが、それをそのまま繰り越したので、今回繰入額がゼロになってまいりました。382ページの980円というのは、利子で歳入になりましたので、それをそのまま積み立てたという形になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この基金の中の利息として、そのままこれに計上されているということなのですかね。歳出で98万円……ああ、円単位、980円なの。はい、分かりました。以上です。

では、もう一つ別で。そのまま大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 大丈夫です。

○又吉亮 委員 同じ382ページなのですけれども、その上のほうにある街づくり区画整理協会負担金13万2,000円あるのですけれども、街づくり区画整理協会というのはどういったもので、構成もちょっと教えていただけたらと思うのですが。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 全国で区画整理事業を担っている市町村はもちろんなのですが、県、国、国交省の関連の組織になっていまして、市も区画整理事業が始まった当初から、その協会に加わっており、その負担金であります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これを、この宇地泊土地区画整理事業特別会計の中で計上しているということは、仮に宇地泊土地区画整理事業が終了した後、この協会負担金というのはまた別の佐真下だったりとか西普天間だったりというところに計上される負担金になるのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうことになります。市単位なので、事業が終わったからとかではなくて、市単位でやっていますので、そういうことになります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっとそもそも論、何度も質疑していることかもしれないのですが、この宇地泊第二地区の土地区画整理事業のスケジュール、いつから始まって、いつ終わる予定なのかというのを伺ひしてもいいですか。

(「休憩お願ひします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時18分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時22分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず、都市計画決定が昭和43年、事業開始年度が平成6年から、事業計画上は令和10年度になっているのですが、令和5年、今年の2月14日に換地処分を全て終わっていて、その後、現在に至るのですが、清算金の徴収、交付を行っているということです。清算金は徴収と交付は同額で、そういうところで清算金という性質なのですが、それを終えて初めて事業が完了ということになります。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のお話で、令和10年度がスケジュール上置いてはあると思うのですが、実際の清算等処理が徐々に進んだとしたら、もっと早めに事業自体終わる可能性もあるという理解でよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 政司委員言われるとおり、令和10年度ということなのですが、どちらも清算金の徴収です。交付は全て本年度で終了するので、支払いのほうは。徴収については、結構金額が大きい方もいらっしゃるのですが、5年にまたがってやりましょうというところを取っているのですが、実際5年の期間でお願いしますと来ている方もいらっしゃるのですが、あと5年かかるだろうという計算なのですが、もちろん我々も催促しますが、それを徴収を終えると十分という形になるので、早く終わる可能性もあります。

以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の理解、僕の理解ですけど、今の時点で徴収をされる対象の方と調整した結果、5年かけてとかというような調整をした結果、令和10年で全部終わりそうということで理解したのですが、間違いないですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。もうそれぞれの事業があると思うので、それは致し方ないことだと思うのですが、今残っている事業としては、清算、徴収だけですか。気になったのは、382ページの1款1項2目建設事業費で当初予算が1億円組まれているのは、何か建設予定とか、これはそのまま本年度補正予算をされた上で繰越しになっていると思うのですが、これは徴収とは関わらないのかなと思ったのですが、この辺りの説明をお願いしてもいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 それにつきましては業務委託、去年度からの繰越しになるのですが、まさに換地処分に向けた業務委託でございます。それが繰り越した理由といたしましては、保留地100名余りいたのですが、97名いるのですが、その方たちの変更契約がありまして、やむなく繰り越したのですが、換地処分も2月14日で終わっているのもう残りは清算業務だけに、今現在なっております。この1億円というのは繰越し、去年度からの換地処分に向けてすごいボリュームが、前回測量とかそういうのがありましたので、規模的には結構金額が行っているのですが、ほぼほぼ終わっている業務であります。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっとこの科目名と今の内容が、僕の中であまりうまく合致しないというか、建設事業費というのが科目名なので、何かしら建設なのか工事というか、をイメージしてしまったのですが、そうではなくて換地に係る費用、そういったところになるのですね。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。換地処分に向けた業務委託になります。その中にはもちろん現場踏査、測量、測量がもうすごい、地区面積全てをやはり行ったので、それに伴う清算金の金額を、面積から清算金をはじめ、そのボリュームが結構あったということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その辺りの費用は、何か総務管理費とかに入ってくるのかなというふうにも、そちらでの職員の方とかが対応されているようにちょっと理解したのですが、それはもう別として、委託してやられているということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。総務管理費につきましては、我々の人件費等、負担金等ということで、建設事業費というのは外注といいますか、業務委託をしているということです。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 監査委員からの報告についてもお伺いしてもよろしいでしょうか。33ページの(2)のほうで、令和4年度実質収支額8万6,722円で、令和3年度は811万2,044円で、その差引きで8万6,722円が、今年度、令和4年度で考えると8万6,722円ですけれども、前年度との収支額を差し引いて802万5,322円赤字ということになっていることについての説明を伺ってもよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 休憩をお願いします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時30分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時31分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実質収支額につきましては、令和3年度と令和4年度の差額を今、下地委員おっしゃっていますけれども、我々の認識としましては、802万5,322円前年度に比べて減りましたよということで認識しておりますので、欠損とかそういうことではないということです。以上です。

○下地崇 委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行いたしますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の認定第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。これも担当課より趣旨説明をお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 388ページの歳入のページのほうで伺いたいのですけれども、財産収入、8項ですか、財産収入の(1)番、財産運用収入で調定額1円となっているのは、何か必ず幾らかは入れないといけないということで、制度上1円になっているのか、1円の在り方について教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この1円につきましては、その1円が利子ということになります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 予算現額1,000円に対しての1円ということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。そういうことです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 歳入の部分で、保留地処分で地権者、購入してもらって、得た基金だと思っているのですが、合計の一番下の欄、最後3,671円赤字になっているということになるのですかね。こういったもろもろのを合算して行って。これは赤字なのか聞きたいのですけれども。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 予算計上、予算現額と実際の財源というのですか、収入に対しての差額でありますので、先ほどの宇地泊にありましたように赤字とかということではなく、差額ということです。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと先ほどと同じような質疑なのですけれども、こちらに関してはスケジュールは成果説明書のほうで平成7年から令和10年度の予定ということで記載されてあるのですけれども、現状進捗の状態、どのような状況なのか、御説明をお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 成果説明書のとおりなののですけれども、こちらについても令和10年と事業計画上なっているのですけれども、既成市街地なのでなかなか難しいところはあるのですけれども、物件補償額11件残ってしまっていて、墳墓につきましても3基あるのです。その今まさに交渉を進めているところでして、令和10年度完了に向けて、今頑張っているところです。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。物件補償が11件と墳墓が3件ということで、こちらの調整がうまくいったら、そこを整備するための構図というか、というのがあるということでもいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。公園区域であったり、公園予定地ですね、であったり、もちろん道路整備の箇所物件があったり、そういう箇所です。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 言いづらいかもしれないのですけれども、この物件補償の11件と墳墓3基は順調にといいますか、難航していますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 こちらのほうで優先順位を決めて、物件を補償してしまうと、区画整理なので戻ってくる権利があるのです。なので、やりやすいところからやって、移動させることも可能なのですけれども、やはり移動させるには家賃減収補償とか仮住居補償、この方がアパートに住んでいて、こちらを造成する間やっていかないとというのいろいろ勘案したところ、できる場所もあるので、そういうこともあって、でも道は空けないといけないとか、そういうところで優先順位をつけてやっているところなので、一概に、どんどん件数を減らすことは可能ではあるのですけれども、そういうこともあって、今に至る11件と墳墓3件ということになっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、全体で何%が終わっているのですか。先ほどの残りの11件と墳墓3基というのは、残り何%かという、ちょっと割合というか、イメージを持つためにあればお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 市議会のほうにも、対外的にも、事業費ベースで進捗率を、西普天間についても、出しているのですけれども、今佐真下につきましては事業費ベースで85.2%、これ8月末現在です。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。1つだけ。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 404ページの実質収支に関する調書の中で、この間ぐらいに括弧して繰越明許費繰越額4,471万3,000円というのがあるのですけれども、これはもう既に翌年繰越しということではあるのですけれども、もうこの工事予定は既にあるのか。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この繰越しの4,400万円につきましては、全額補償費、物件補償になっていまして、この物件補償につきましても契約済みで、今取り壊しを待っているところです。引っ越しまで終わって、取り壊して、我々更地になった状態で支払いをするので、問題なく完了する予定でございます。以上です。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 上の3番、歳入歳出の差引額からすれば、十分補える額なのですが、それに合わせて繰越しされますか、事業内容。考え方なのですが、差額がないと繰越しも設定できないと思うのですけれども。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 差引額の4,720万円を、そのまま当初使う予定だったので、そのうち4,470万円を繰り越しました。この差引きの250万円につきましては、一般会計に戻すという形にしております。

○知名康司 委員 ありがとうございます。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の認定第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時02分)

【議題】

認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 継続審査となっております認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。どなたか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 472ページの歳入で、土地区画整理事業債1億4,250万円なのですが、この収入、土地区画整理事業債はどの事業に充てられるものなのか教えてください。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時09分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほどありました土地区画整理事業債ですが、これにつきましては475ページの1款1項の建設事業費の工事請負費並びに委託費に充当、使われております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 475ページの1款1項2目、建設事業費の01から04まであるのですが、その中のどれというのはありますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 01と02になります。補助事業の工事費及び委託費になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 01と02のを全て足したら34億円ぐらいですかね。34億円のうちの事業債が1億4,000万円、これは、この01と02の中の事業の中で何%を充当できるのか、この事業債として。その辺の割合を教えてくださいませんか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時13分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時14分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 区画整理事業補助、補助率9割補助をいただいている、その残りの1割分の9割相当分が起債に充てられますよということなので、そういうことです。また、先ほどありました01、02が単純に9割補助の残りの1割の9割が起債でもなくて、全て充てているというわけではなくて、計算上はそういうことです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 9割は補助で、残り1割分の9割を事業債で充てられる。ということは、その残りの1割の分のさらに1割というものは一般財源というか、この会計の中での充てているような形。でも、全てではないとちょっと言ったので、少しそこも気になったのですけれども、残り1割の中の9割は起債として充当ができる。できるけれども、その9割が全てではないということなので、ではその9割分を充当しなかった理由とかというのがもしあれば教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 工事補助事業で、工事は我々発注します。なのですけれども、その中で補助が認められない、進行中のもので、附帯工事という形で補助に充てられない分が、いろんな要因であったりした場合、附帯工事というのが土木工事ではよくあるのですけれども、そういうところに充てたものも01の工事費に入っていますので、全てが、先ほど言われた補助事業に充てられない1割の9割分が全て起債ではないというところ。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一つ、別のものなのですけれども、西普天間のこの土地区画整理事業には、土地区画整理審議会というのはないのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ございます。本年度も1度開かれております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 本年度というのは令和5年度の話でしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。1度開かれています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 令和4年度の決算の中で、土地区画整理審議会の委員募集というものが計上されていないのですけれども、令和4年度は土地区画整理の審議会がなかったということなののでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうことです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 令和4年の当初予算を見ると、当初予算の中では計上されてはいるのです。土地区画整理審議会の委員報酬27万5,000円、保険料で20万円2,000円組まれてはいるのだけれども、令和4年度の決算の中には出てきていないということは、開催はしたけれども、委員報酬を支払わなかったのか、もしくは令和4年度の実態として土地区画整理審議会が開催されていないのかというのをお聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 審議会が開かれていません。なのですけれども、そういう中で審議会の方から現場はどうなっているのだというお話があったので、審議会の皆さんに、現場を確認してもらいました。そのときには、もちろん無報酬で、そういう状況でいらしてもらいました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 宇地泊と佐真下も同じように土地区画整理審議会あるのですけれども、これ構成メンバーというのはそれぞれ異なってくるのか。そのメンバーについてお聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 定数がありまして、10名で、地権者、借地権、借家人はじめ、プラス2名を有識者の構成員で、宇地泊、佐真下、西普天間それぞれございます。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 お願いします。464ページ、歳入歳出決算総括表の、すみません、単純なシンプルな質疑なのですが、2番、歳入総額と3番、歳出総額の差引残額4番、6億6,706万3,135円が執行残ということで、それを令和5年度の補正、特別会計補正予算には計上してあるということだったので、その事業というのはもう既に予定はされているのでしょうか。この6億6,700万円を令和5年に持ってくることに對して。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この繰越額6億2,357万4,000円につきましては、全て発注済みで工事進行中で、完了しているものもあります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。6億6,700万円は余ったという認識かなと思ったのですが…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど工事繰越しについては6億2,300万円……

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 失礼しました。まず、先に最後のページの478ページ、同じ表ではあるのですが、最後の実質収支額の5番ですね、4,348万9,135円につきましては、補正で繰り越しているという形となっております。

○下地崇 委員 すみません。今のページで言うと478ページ、4番の(2)繰越明許費が6億2,357万4,000円ということで、差引額との収支差額が4,348万9,135円が翌年度に……これが一般会計へ戻した。

○市街地整備課長 そうです。

○下地崇 委員 だけれども……

○市街地整備課長 すみません。その内訳で、その中の一般余剰金と、また保留地余剰金になりまして、それぞれを繰り越していると。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。聞いたかったのは、すみません、シンプルなのですが、令和4年度で6億6,700万円余りをですね。使用できなかった、これすみません、何度か説明をもしかしたら受けたかもしれないのですけれども、この残になった理由というのはあったのですか。

(「ちょっと休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 失礼しました。それはやっぱり工事の繰越しになりまして、少し大きいのが橋梁工事が債務負担で行っているのですけれども、その額が結構大きくて繰り越したという、ことになっているので、先ほど述べたように工事費、工事、工事の進捗、いろいろな要因があるのですけれども、台風だったり、琉大との工程、工事、進捗調整等がありまして、工事が主な要因になっています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 橋梁って安仁屋橋。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ああ、ごめんなさい。そうです、安仁屋橋。

○下地崇 委員 すてきなネーミング。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと今の話に関連するかもしれないですけども、464ページ、478ページ見ながらなのですけども、スケジュールとしては令和元年度から令和9年度の事業の予定ということは書いてあります。その中で、令和4年度でですね、進捗率、まずそこをお聞かせください。全体の何%が完了したか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宇地泊と時期は同じなのですけども、令和5年8月末現在で、全体事業費ベースで48.3%です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。48.3%なのですけども、令和4年度として464ページで予算現額42億円あって、実際歳入が36億円で歳出が29億円であったときに、当初のスケジュールで予定していた工事だったり、事業の内容はどの程度実施できましたか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね、今のところ令和9年度完了に向けて予定どおり、ちょっと管理包括業務ということでコンサルと一緒にやっているのですけれども、工程管理も含めて、現時点では令和9年度完了に向けて工事も含めて、今工程どおりにっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その管理方法によると思うのですけれども、もし計画がしっかり予定どおりいっているのであれば、多分繰越しとかないのではないかなというふうに理解しているのです。もちろん事情があって繰り越さなければいけないというのはあると思うのですけれども、そこも含めた、想定した予算組みになっていて、スケジュール管理になっているということであっていますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。繰越しがないのではないかなというお話なのですけども、やはり対外的な要因もあって、佐真下区画整理事業のような感じで既成市街地補償物件もありませんし、なのですけども、

やはり琉大の開院開学を、琉大さんも含めて、我々も工程管理しているのですけれども、やっぱり外的要因があることがあって、繰越しせざるを得ない箇所があって、そのためにずっと後ろに延びてきたといたらそうでもなく、建っている部分もあったり、管理を見越して我々は入札を発注もしたり、いろいろな考えを持って工程管理をしておりますので、今の時点で予定どおりには進んでおります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 おっしゃったように、様々な要因で事業を進める上で予定どおりいなくなるというのは想定できるのですけれども、そういったことがスケジュールうまく調整していくのがスケジュール管理だと思っていて、ただそういった要因に対してこういうふうに解決したよとか、こういうふうな対応をしたことで進めているというところだと思うのですけれども、結果まとめてスケジュール上問題なしですよだと、何もなかったように聞こえてしまう。その辺りが何かとても気になったのではあるのですけれども、最終的に聞きたかったのは、この令和9年度スケジュールに影響を与えるようなことはなかったという言い方でいいのか、あったかもしれないけれども、そこはうまくコントロールして令和9年度までに完成予定で進めていますというふうな理解でいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。我々想定してはいるのですけれども、自然災害等もないということまではいかないまでも、想定はしているのですけれども、やはりその辺、土木工事は難しいところですね。何もなかったということではなくて、あったのだけれども、うまく、政司委員言われたようにコントロールして、今に至っていますということです。以上です。

○宮城政司 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 歳出の475ページの1款1項2目建設事業費の中で、繰越し明許自体も12億6,883万2,000円で、12節と14節で合わせて金額が出ていると思いますが、委託料と工事請負費の繰り越した理由をちょっとお願いできればと。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 12節と14節の繰越しなので、これは令和3年度からの繰越しでありまして、委託費につきましては環境アセス事後調査の繰越しです。工事費につきましては、先ほどありました橋梁が令和3年度から令和4年度の繰越しです。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今聞いたら、令和3年から繰り越して、2か年にまたがってやっているのかな。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 安仁屋橋の工事につきましては、債務負担で行っていますので、令和2、3、4、5で債務負担やっています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 繰越ししたので、1か年度ではなくて、それを継続してこの件はやっているかと理解してよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 476ページ、公債費で利子の償還事業があるのですけれども、元金償還が始まる目安ってどういった、事業開始から何年とか、どこから元金償還が始まっていくのかというのを教えてください。

(「ちょっと休憩お願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時36分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 元金の支払いにつきましては、令和6年度から開始する予定になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 目安、例えば区画整理事業が始まって何年経過してから始まるとか、もしくは事業進捗が何%行ってから元金償還が始まるのかという、もしそういったものが、決まったものがあるのであれば教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業会開始が令和元年、1年なのです。なので、目安5年経過した令和6年度かなと。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これは西普天間土地区画整理事業の中でつくった目安なのか、もしくはいろいろな土地区画整理事業がある中で、5年経過してから元金償還が始まっていくという一つの区画整理事業としての目安なのか、その辺り教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 亮委員言われる起債の元金の支払いにつきましては、区画整理事業にというこだわり、市の起債はおおむね目安として5年を経過した後に支払われるということです。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行しますけれども、よろしいですか。

(「はい、進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時40分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後0時04分)

【議題】

認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第3号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して再び議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後0時04分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後0時04分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第4号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第7号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後0時06分）